○○○（法人名）定款

＊【必要】と書いてあるところは必ず記載してください。

＊【任意】と書いてあるところ（網掛けになっている部分）は任意的記載事項です。

＊この定款例は、宮崎県生活協働男女参画課が作成した「特定非営利活動法人の設立及び管理運営の手引き」に基づき作成しました。

第１章　総則

（名称）

1. この法人は、特定非営利活動法人○○○○（通称○○○）という。　　　【必要】

（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を宮崎県○○市○○町○丁目○番地○号に置く。

（２　前項のほか、従たる事務所を宮崎県○○市○○町○丁目○番地○号に置く。）

【必要】

第２章　目的及び事業

（目的）

1. この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、もって[③]に寄与することを目的とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要】

（特定非営利活動の種類）

1. この法人は、第３条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
	1. ○○○○○○○○○○○を図る活動　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要】

（特定非営利活動に係る事業）

1. この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
	1. ○○○○○○○に関する調査・研究事業
	2. ○○○○○○○に関する広報・啓発事業

( )

(○)その他目的を達成するために必要な事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要】

|  |
| --- |
| （その他の事業）1. この法人は、前条の事業のほか、次の事業を行う。
	1. ○○○イベント等の開催事業
	2. ○○○に関する出版事業

２　前項に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、前条に掲げる事業に充てるものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　【その他の事業（収益事業等）を行う場合必要】  |

第３章　会員

|  |
| --- |
| （種別）1. この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体(3)　名誉会員　この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【任意】 |

（入会）

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要】

|  |
| --- |
| （入会金及び会費）1. 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【任意】 |

（会員の資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
	1. 退会届の提出をしたとき。
	2. 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
	3. 継続して○年以上会費を納入しないとき。
	4. 除名されたとき。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要】

（退会）

1. 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要】

|  |
| --- |
| （除名）1. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の○分の○以上の議決により、これを除名することができる。
	1. この法人の定款等に違反したとき。
	2. この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【任意】 |

|  |
| --- |
| （搬出金品の不返還）第１３条　退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しない。【任意】 |

第４章　役員及び顧問

（種類及び定数）

第１４条　この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　○人以上○人以内
2. 監事　○人以上○人以内

２　理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

【必要】

※理事は３人以上、監事は１名以上置かなければなりません。

|  |
| --- |
| （選任等）第１５条　理事及び監事は、総会において選任する。２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （職務）第１６条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、（理事長があらかじめ指名した順序によって、）その職務を代行する。４　理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。５　監事は、次に掲げる職務を行う。1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査するとこ。
3. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

【任意】 |

（任期）

第１７条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

４　役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

【必要】

|  |
| --- |
| （欠員補充）第１８条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （解任）第１９条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の○分の○以上の議決により、これを解任することができる。1. 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

２　前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （報酬等）第２０条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。３　前２項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。【任意】 |

|  |
| --- |
| （顧問）第２１条　この法人に顧問若干名を置く。２　顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。３　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。４　前２項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。【任意】 |

|  |
| --- |
| （職員）第２２条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。２　職員は、理事長が任免する。３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。【任意】 |

第５章　総会

（種別及び構成）

第２３条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

２　総会は、正会員をもって構成する。

【必要】

（権能）

第２４条　総会は次の事項について議決する。

(１)　定款の変更

(２)　解散

(３)　合併

(４)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(５)　事業報告及び活動決算

(６)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(７)　入会金及び会費の額

(８)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新た

な義務の負担及び権利の放棄

(９)　事務局の組織及び運営

(10)　その他この法人の運営に関する重要事項

【必要】

（開催）

第２５条　通常総会は、毎年○回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めたとき。
2. 正会員総数の○分の○以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第１６条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

　　【必要】

（招集）

第２６条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から起算して○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の○日前までに通知しなければならない。

【必要】

|  |
| --- |
| （議長）第２７条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。【任意】 |

|  |
| --- |
| （定足数）第２８条　総会は、正会員総数の○分の○以上の出席がなければ開会することはできない。【任意】※少なくとも構成員数の2分の1以上(過半数)とすることが望まれます。 |

|  |
| --- |
| （議決）第２９条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の○分の○以上の同意があった場合は、この限りではない。２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。【任意】 |

|  |
| --- |
| （表決権等）第３０条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。３　前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。４　第２項の規定により表決した正会員は、第２８条、第２９条第２項、第３１条第１項第２号及び第５０条第１項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。５　総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （議事録）第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された２名以上の議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称(3)　総会の決議があったものとみなされた日(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名【任意】 |

|  |
| --- |
| 第６章　理事会（構成）第３２条　理事会は、理事をもって構成する。【任意】 |

|  |
| --- |
| （権能）第３３条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【任意】 |

|  |
| --- |
| （開催）第３４条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の○分の○以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第１６条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

【任意】 |

|  |
| --- |
| （招集）第３４条　理事会は、理事長が招集する。２　理事長は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から起算して○日以内に理事会を招集しなければならない。３　理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の○日前までに通知しなければならない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （議長）第３６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。【任意】 |

|  |
| --- |
| （定足数）第３７条　理事会は、理事総数の○分の○以上の出席がなければ開会することができない。【任意】※少なくとも構成員数の2分の1以上(過半数)とすることが望まれます。 |

|  |
| --- |
| （議決）第３８条　理事会における議決事項は、第３５条第３項２　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の○分の○以上の同意があった場合はこの限りでない。２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。【任意】 |

|  |
| --- |
| （表決権等）第３９条　各理事の表決権は、平等なるものとする。２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。３　前項の規定により表決した理事は、第３８条第2項及び第４０条第１項第２号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （議事録）第４０条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。1. 日時及び場所
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された２名以上の議事録署名２人以上が署名、押印しなければならない。【任意】 |

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４１条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 入会金及び会費
3. 寄附金品
4. 財産から生じる収益
5. 事業に伴う収益
6. その他の収益

【必要】

|  |
| --- |
| （資産の区分）第４２条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産とする。【任意】 |

（資産の管理）

第４３条　この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

【必要】

|  |
| --- |
| （会計の原則）第４３条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。【任意】 |

（会計の区分）

第４５条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

【必要】

※特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条は不要です。

|  |
| --- |
| （事業計画及び予算）第４６条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。２　事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。【任意】 |

|  |
| --- |
| （暫定予算）第４７条　前条第１項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。２　前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。【任意】 |

|  |
| --- |
| （事業報告及び決算等）第４８条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。【任意】 |

（事業年度）

第４９条　この法人の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

【必要】

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

２　前項の規定に関わらず、法第２５条第３項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

【必要】

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産
6. 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の○分の○以上の賛成を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【必要】

|  |
| --- |
| （残余財産の帰属）第５２条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、○○○○に譲渡するものとする。【任意】 |

|  |
| --- |
| （合併）第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の○分の○以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。【任意】 |

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、○○○新聞及び官報に掲載して行う。

【必要】

|  |
| --- |
| 第10章　雑則（委任）第５５条　この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。【任意】 |

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、第１５条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

　　理事長　　　○　○　○　○

　　副理事長　　○　○　○　○

　　理事　　　　○　○　○　○

　　理事　　　　○　○　○　○

　　理事　　　　○　○　○　○

　　監事　　　　○　○　○　○

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成○年○月○日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第４６条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から平成○年○月○日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第９条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

　(1)　入会金

　　　正会員　　個人　○○○円　　団体　○○○円

　　　賛助会員　個人　○○○円　　団体　○○○円

　(2)　年会費

　　　正会員　　個人　○○○円　　団体　○○○円

　　　賛助会員　個人　○○○円　　団体　○○○円

【必要】

※設立当初の役員の任期については、成立の日から2年を越えてはなりません。

※第6項の規定がないと、設立総会で決定された入会金及び会費を法人の設立後に再度

総会で議決する必要が生じます。